

◇給付一覧表

給付の事由				給付金額		添付書類	
				全労済協会給付金 (全福ネット)	独自給付金		
死亡 弔 慰 金	会 員	満65歳未満	疾病による死亡(疾病重度障害含む)	150,000円		①共済金給付申請書(当会所定) ②本人死亡・後遺障害保険金請求書(全労済協会所定・事務局まで) ③医師の死亡診断書(検案書)死因及び死亡日の確認ができるもの(写し) ④会員と受取人の関係がわかる戸籍謄本 ⑤別途添付書類必要な場合あり ※不慮・交通事故は別途添付書類あり	
		※1,2	不慮の事故(交通事故死亡含む)	150,000円			
	満65歳以上	疾病による死亡(疾病重度障害含む)	75,000円				
	※1,2	不慮の事故(交通事故死亡含む)	150,000円				
配偶者死亡				30,000円		①共済金給付申請書(当会所定) ②戸籍謄本の写し等、会員との関係と死亡日の確認ができる書類 ※住宅災害の場合、別途必要書類あり	
子の死亡(妊娠7か月以上の死産を含む)				10,000円			
親の死亡(会員の実・養・継・義父母)				5,000円			
住宅災害による同居親族(6親等内の血族・3親等内の姻族)				20,000円			
見 舞 金	後 遺 障 害	満65歳未満 ※2	不慮の事故障害(交通事故含む)	6,000～ 150,000円		後遺障害認定は労働者災害補償保険法施行規則に準じています。 提出書類等詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。	
		満65歳以上 ※2	不慮の事故障害(交通事故含む)	6,000～ 150,000円			
	傷 病 に よ る 休 業	会員の休業14日以上		5,000円		①共済金給付申請書(当会所定) ②傷病休業保険金請求書 (全労済協会所定・事務局まで) ③医師の診断書等、傷病による休業期間が確認 できる書類	
		会員の休業30日以上		10,000円			
		会員の休業60日以上		15,000円			
		会員の休業90日以上		20,000円			
		会員の休業120日以上		25,000円			
	住 宅 災 害	火災、 落雷・破裂・爆発 航空機の墜落・車 両の飛び込み等 ※3	建物・家財の 損害程度		50%以上	200,000円	①関係官署の罹災証明書 ②共済金支払請求書(全労済協会所定)他 ※全労済協会より現場審査が入りますので、至 急共済会までご連絡下さい。 ※詳細は事務局までお問い合わせください。
					30%以上 50%未満	140,000円	
					20%以上 30%未満	100,000円	
20%未満					40,000円		
自然災害等 ※3		床上浸水 以外	建物 の 損 害 程 度	70%以上	60,000円		
				20%以上 70%未満	30,000円		
	床上浸水	程度に関わらず一律	12,000円				
祝 金	会員の金婚(夫婦健在・結婚50周年)			10,000円		①共済金給付申請書(当会所定) ②戸籍謄本(事由発生日以降発行)の写し等、 夫婦名と婚姻日を証明する書類	
	会員の銀婚(夫婦健在・結婚25周年)			8,000円			
	会員の結婚			10,000円		①共済金給付申請書(当会所定) ②戸籍謄本の写し等、法律上の婚姻が確認で きるもの	
	会員の子の出生(生後14日以内の死亡は対象外)			8,000円		①共済金給付申請書(当会所定) ②母子手帳の写し、健康保険証の写し、又は住 民票の写し等のいずれか、出生と会員との関 係がわかるものを一通	
	会員の子の小学校入学(会員と生計を一にする子)			5,000円		①共済金給付申請書(当会所定)	
	会員の子の中学校入学(会員と生計を一にする子)			5,000円		②健康保険証・住民票等生年月日と会員との親 子関係が確認できる書類の写し	

※1「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない主な場合

死亡原因 として	嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」
	飢餓、渇き、自然死(老衰)等
不慮の事故の 免責事由 として	故意または重大な過失(自殺含む)
	法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付き自転車を運転している間
	酒に酔った状態で自動車または原動機付き自転車を運転している間
	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転が出来ない恐れがある状態で自動車または原動機付き自転車を運転している間

※2 重度障害とは労働災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」の第1級、第2級、又は第3級の②③④のいずれかの後遺障害の状態とする。
後遺障害とは労働災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」の第3の①⑤～第14級のいずれかの後遺障害の状態とする。

※3 会員の居住する建物、及び建物内の家財が火災等にあった場合を対象とする。